

玉名市ホームページ広告掲載の取扱基準

(趣旨)

第1条 この取扱基準は、玉名市広告事業実施要綱（平成20年告示第11号。以下「要綱」という。）に基づき、玉名市がインターネット上で公開する玉名市ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(掲載位置及び枠数)

第2条 広告の掲載を行う位置及び枠数は、市公式ホームページ最下段にあらかじめ用意した10枠（2行×5列）とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(規格)

第3条 掲載するものは広告のバナーとし、規格は1枠当たり次に掲げるとおりとする。

- (1) 大きさ：縦50ピクセル 横145ピクセル
- (2) 画像形式：G I F（アニメーションG I F不可）、J P E G
- (3) 容量：10キロバイト以内

(掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は4月から翌年3月までの間で月単位とし、原則として最大12か月とする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、1枠につき1か月当たり10,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(広告掲載の申し込み)

第6条 広告掲載をしようとするもの（以下「申込者」という。）は、ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）で申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、前条の申し込みがあったときは、要綱第3条の規定に基づき、内容の審査を行い、広告掲載の可否を決定し、ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

- 2 市長は、申込者に玉名市税の滞納が確認された場合は承認しないものとする。ただし、申込者が滞納分を完納した場合は、この限りでない。

(広告原稿の作成)

第8条 ホームページ広告掲載決定通知書を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、第3条に規定する規格で広告のバナーを作成し、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 市長は、広告のバナーが提出されたときは、速やかにその内容を審査し、必要があると認める場合は、広告主に修正を求めることができる。
- 3 市長は、提出された広告のバナーの修正等を行わないものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告主は、市長が指定する期日までに、広告掲載料を一括前納しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告を取り消すことができる。

- (1) 前条に規定する指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 第8条に指定する期日までに、広告のバナーを提出がないとき。
- (3) その他広告について、掲載が適切でないと市長が認めたとき。

(広告掲載料の返還)

第11条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告掲載ができない場合は、広告掲載ができなくなった日の翌月以降の納付済み広告掲載料の一部又は全部を返還することができる。

(広告掲載の責務)

第12条 掲載された広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第13条 この取扱基準に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この基準は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。